

平成19年度

戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金の第4次募集について

【商店街、商業者等事業枠】

本補助制度は、改正中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組む中心市街地であって、商店街・商業者等が地権者などの幅広い関係者の参画を得て実施する取組について、「選択と集中」の視点から重点的に支援するものです。

今回、本制度の対象となる事業を実施する事業者を次のとおり募集します。

1. 補助スキーム



〔補助対象要件〕

ソフト事業：認定基本計画に位置づけられた事業

※中心市街地活性化協議会事務局支援については、基本計画の認定は必要ありません。協議会の設置が要件となります。

ハード事業：認定基本計画に位置づけられ、かつ、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定を受けた事業

〔補助率〕 国2/3 事業者1/3

〔補助額〕 予算の範囲内で採択

下限：2,000万円(事業費で3,000万円以上)

※ソフト事業については下限：200万円(事業費で300万円以上)

〔補助対象事業者〕 次のとおり

- ・組合等 (商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会議所、商工会、商工会連合会、商店街組合、商店街組合を会員とする商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター)
- ・特定非営利活動法人 (ソフト事業が対象になります。)
- ・社会福祉法人 (ソフト事業のうち空き店舗活用支援のみが対象となります。)

〔募集〕 市町村経由により募集

2. 補助の内容

次の事業を単独又は包括で実施し、中心市街地活性化効果が期待される事業とします。

(1) 施設整備事業(ハード事業)

認定基本計画に位置づけられ、かつ、特定民間中心市街地活性化事業計画(中小小売商業高度化事業に限ります。)の認定を受けた事業で、テナントミックス店舗などの商業基盤施設や、教養文化施設等の一般公衆利便施設を整備する事業

【補助対象経費】

施設の建設又は取得に要する経費

※施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除きます。

(2) 活性化支援事業(ソフト事業)

認定基本計画に位置づけられた事業であって、次のいずれかに合致する事業を対象とします。

① 商店街等活性化支援

組合等又は特定非営利活動法人が行う、コンセンサス形成事業、福祉・コミュニティビジネス事業、情報提供事業、共通駐車券システム事業等の実施により、商店街等の活性化を図る事業

【補助対象経費】

○委員会開催に係る経費

委員等謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、原稿料、印刷費、消耗品費、雑役務費

○事業推進に係る経費

原稿料、印刷費、消耗品費、無体財産購入費、プロバイダ契約料、回線使用料、通信運搬費、広報費、備品費、機器等賃借料、雑役務費、専門家等謝金、専門家等旅費、委託費、上記に掲げるもののほか活性化支援事業遂行上必要と認められる経費

② 空き店舗活用支援

組合等、特定非営利活動法人又は社会福祉法人が商店街等の空き店舗等を活用して行う、チャレンジショップ事業等を実施する事業や、保育サービス施設や高齢者の交流施設等のコミュニティ施設を設置・運営する事業

【補助対象経費】

○委員会開催に係る経費

委員等謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、原稿料、印刷費、消耗品費、雑役務費

○事業推進に係る経費

原稿料、印刷費、消耗品費、無体財産購入費、プロバイダ契約料、回線使用料、通信運搬費、広報費、備品費、機器等賃借料、雑役務費、専門家等謝金、専門家等旅費、委託費、

上記に掲げるもののほか活性化支援事業遂行上必要と認められる経費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、光熱水費

- ③ 中心市街地活性化協議会事務局支援(外部人材活用等推進体制支援)
- 中心市街地活性化協議会の事務局を担う者が行う、商業や中心市街地活性化に関する専門的知識を有し、中心市街地活性化事業を一体的に管理・運営できる外部人材を活用する等の事業
- (例:タウンマネジャーの設置、専門家を招いてのセミナーや研修会開催、調査・研究、タウンマネジメント診断等)
- 【補助対象経費】
- タウンマネジャー設置経費
協議会を組織する団体の職員以外の者に、タウンマネジメント業務を請け負わせる費用として、次の経費を支援します。
謝金、旅費、委託費
 - 委員会開催に係る経費
委員等謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、原稿料、印刷費、消耗品費、雑役務費
 - 調査・研究に係る経費
資料作成費、通信運搬費、原稿料、印刷費、消耗品費、雑役務費、委託費
(例)まちづくりに係る調査・研究やタウンマネジメント診断等

3. 補助採択にあたっての審査

採択にあたっては、次の審査基準により審査を行います。

(1) 地域基準

当該補助申請事業を実施しようとする地域における、①地域経済圏の状況、②中心市街地活性化の取組に係る組織体制、③中心市街地活性化に係るマネジメントの状況(PDCAサイクルの取組)、④これまでの取組に対する全体評価及び中心市街地で実施した主要事業、⑤今後実施する具体的事業、といった観点から、当該地域経済圏に活性化のポテンシャルがあるかについて審査します。

(2) 事業基準

当該補助申請事業が、中心市街地の抱える課題への対応策になっているか、中心市街地活性化協議会等が商業活性化及び中心市街地活性化に資するマネジメントの観点からターゲットやコンセプトを明確化し、商業集積全体を統一的に運営するものとなっているか、当該補助事業と連携した商店街の取組み、地域住民や地権者の協力がなされているかといった点について審査します。

4. 応募方法

- (1) 市町村を經由した募集を行いますので、希望される事業者は市町村に書類を提出してください。
- (2) 募集期間内に申請のあったものについて、書面審査及びヒアリングの後、外部有識

者等からなる審査委員会を経て、採否が決定されます。

決定時期は、申請から約1カ月後になる見込みです。

(3)その後、交付申請、交付決定、事業実施、補助金の交付という流れとなります。

5. 募集期間

平成19年9月5日（水）～ 10月3日（水）

募集対象事業は、平成19年度内に完了するものに限りです。

それぞれの市町村の商業関係担当課を経由して、所管の経済産業局へ書類を提出してください。

※中心市街地活性化協議会事務局支援事業（タウンマネジャーの設置、調査・研究、タウンマネジメント診断等）については、募集期間に関係なく随時応募可能です。また、基本計画の認定も必要ありません。

6. 問い合わせ先

事業内容や募集については、各経済産業局商業振興室等及び中小企業庁商業課までお問い合わせください。

| 経済産業局等 | 課室名 | 電話 |
|------------|-----------------|--------------|
| 中小企業庁 | 商業課 | 03-3501-1929 |
| 北海道経済産業局 | 流通産業課商業振興室 | 011-738-3236 |
| 東北経済産業局 | 商業・流通サービス産業課 | 022-263-1194 |
| 関東経済産業局 | 流通・サービス産業課商業振興室 | 048-600-0317 |
| 中部経済産業局 | 流通・サービス産業課商業振興室 | 052-951-0597 |
| 近畿経済産業局 | 流通・サービス産業課 | 06-6966-6025 |
| 中国経済産業局 | 流通・サービス商業室 | 082-224-5653 |
| 四国経済産業局 | 商業振興室 | 087-811-8524 |
| 九州経済産業局 | 流通・サービス産業課 | 092-482-5456 |
| 内閣府沖縄総合事務局 | 中小企業課 | 098-862-1452 |